

## 平成30年12月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成30年12月25日（木）  
開会：午前10時 閉会：午前10時50分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 会議次第
  - 11月定例会、臨時会議事録承認
  - 教育長報告
  - 議案第82号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第83号 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第84号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について
  - 議案第85号 大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の在宅勤務に関する規程の制定について
  - 議案第86号 大津市立学校の学校運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第87号 大津市指定有形文化財の指定の解除について
  - 議案第88号 平成16年教育委員会告示第1号（大津市指定有形文化財の指定について）の一部改正について
- 4 出席委員  
船見教育長、日渡委員、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 事務局出席者  
丹羽教育次長、西村政策監、木澤教育監、青山同課長補佐、山崎同課指導主事、西本同課主事、脇学校教育課長、小林児童生徒支援課長、増田中学校給食準備室長、押栗生涯学習課長、山口文化財保護課長
- 6 会議を傍聴した者  
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が12月定例会の開会を宣言  
市民憲章斉唱

1 1月定例会、臨時会議事録承認 承認

教育長報告

- 議案第82号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第83号 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第84号 平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について)の一部改正について

【説明】

○他谷幼児政策課長 議案第82号から議案第84号までは、大津市立日吉台幼稚園の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

議案第82号は、大津市教育委員会公印規則の別表1、別表2から日吉台幼稚園の「教育機関印」「園長印」の項を削除するものである。

議案第83号は、大津市立学校の通学区域に関する規則について、現行の規則では、日吉台小学校の通学区域を日吉台幼稚園の通園区域としているが、日吉台幼稚園の廃止に伴い、坂本幼稚園の通園区域に「日吉台小学校の通学区域」を編入するものである。日吉台幼稚園の廃止に伴う通園区域の見直しについては、平成30年11月20日に開催された大津市通学区域審議会において、「日吉台幼稚園の廃止に伴う通園区域については、同じ中学校区内である坂本幼稚園の通園区域に編入することが妥当である」との答申をいただいている。

議案第84号は、個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表に関する教育委員会告示について、日吉台幼稚園の施設の設備の程度について定められているが、この日吉台幼稚園の項を削除するものである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

○議案第85号 大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の在宅勤務に関する規程の制定について

【説明】

○青山教育総務課長補佐 大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の在宅勤務に関する規程の制定について、教育委員会の議決を求めるものである。

本規程は、多様な働き方を推進するため、在宅勤務の実施に関して、必要な事項を定めるものであり、施行予定日は平成31年1月1日である。対象となる職員は、中学校就学前の子を養育する職員、要介護者を介護する職員、その他市長が別に定める職員となり、実施方法については、市が貸与するPCによりリモート接続環境を利用して行う。従って、対象となる業務については、特に規程上定めていないが、データ入力や加工、資料や議事録などの作成等が想定されており、特定個人情報を取扱う業務については、在宅勤務において実施できない運用となる。在宅勤務を行おうとする場合の手続きは、あらかじめ所属長の承認を得て登録を受け、実施日の3日前の正午までに所属長に承認申請を行い、承認された場合に実施する。在宅勤務の勤務時間については、1日又は半日単位となり、これを午前5時から午後10時の間で、休憩時間も含めて割り振ることとなる。また、実施頻度としては、週4回までを上限とする。そ

の他、在宅勤務にあたっては、勤務開始及び終了時、更に休憩の開始及び終了時や、在宅勤務の成果物、さらに業務により在宅勤務場所以外に赴く場合には、都度所属長にメール等で報告を行わなければならないこととする。

今回、教育委員会で定める規程は、これらのことを定めた「大津市職員の在宅勤務に関する規程」を準用するものとなる。

なお、本件に伴い事務決裁規程の改正が必要となり、平成31年1月1日付けで施行することを予定しているが、詳細が詰めきれていないことから、会議を開く時間的余裕がなければ、臨時代理し、1月の定例会にて報告する。

### 【質 疑】

○日渡委員 この制度は、大津市独自で考えたものか、それとも国などからの通達に基づくものか。

○青山教育総務課長補佐 大津市における働き方改革については、今年度、人事院勧告等においても、様々な提言をなされていることや、滋賀県及び他都市の事例も踏まえて、今回実施を予定しているものである。

○西本教育総務課主事 総務省のほうからも働き方改革の推進に伴ってテレワークの活用が一つの例として挙げられている。

○日渡委員 地域に限定されるものであれば市独自の発想で決めて良いと思うが、勤務時間のような公務員全体に影響を及ぼす可能性があるものについては、説得力の担保のため、一定国の動向に沿った制度にする必要もあると思う。

○壽委員 利用率はどの程度となる見込みか。せっかくいい制度を作っても、利用してもらわないと意味が無い。

○青山教育総務課長補佐 現時点で、8人が登録している。滋賀県では25人程度と聞いている。

○壽委員 どんどん利用してもらって、もっと柔軟な使い勝手のいい制度になればよいと思う。

○八田委員 以前に時差勤務の規程も作られており、どんどんこのように負担を少しでも軽減しながら働けるような制度が整備されていくとよい。ただ在宅勤務の例として、送迎後に勤務時間となっているが、例えば子どもが2名いて、1名を保育園などに送迎して1名を自宅で見ながら勤務するというのであればわかるが、子どもが1名であれば、送迎が終われば出勤可能ではないかと思われ、例としてふさわしくないのではないか。

○青山教育総務課長補佐 育児により送迎を行う者については、現状では、育児部分休業という制度があるが、これは勤務時間から除かれてしまうものであり、今回の在宅勤務の制度は、この送迎時間を確保しつつも、午前5時から午後10時までの間で、半日又は1日単位の勤務時間を割り振り、通常の勤務時間を確保することができるものである。

○日渡委員 利用しやすいものにしてほしい。例えば介護などでも、何時から何時までは勤務時間、何時から何時まで介護という風に区切ること、かつそれを3日前までに、というのは非常に難しいところがあると思う。制度を作って実際にはほとんど使われていないという例も一般的に良く見られるので、運用が重要であり、例やイメージも、利用されやすいように伝えていく必要があると思う。

### 【採 決】 可決

○議案第86号 大津市立学校の学校運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

### 【説 明】

○青山教育総務課長補佐 大津市立学校の学校運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものである。改正の背景であるが、平成19年の学校教育法の改正により、新たに設置された主幹教諭については、文部科学事務次官通知（平成19年7月31日付け文科初第536号、及び平成20年1月23日付け文科初第1074号）及

び同初等中等教育局長通知（平成20年4月1日付け文科初第83号）により、学校を設置する教育委員会が定める学校管理規則に、その職務について適切な規定を設ける必要があり、それが無い場合には学校教育法上の主幹教諭には位置づけられないものであるとされ、その場合には、この法改正を受けた「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に伴う、教職員定数の加配措置の対象とならない、との内容を受けて、本市の規則において主幹教諭が同法に基づく職であることを明示するものである。これは、滋賀県に対する昨年度の監査において指摘されたものである。

学校教育法第37条第9項において、主幹教諭の職務は、「校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。」と定められているが、主幹教諭を置いている学校において、当該学校の抱える課題が大きく、主幹教諭が担う業務の量が特に多い学校については、教職員の数を加算することにより、当該主幹教諭がその校務の整理など学校運営上期待されている職責を十分に果たすことができるよう、別途加配措置の対象となっているものであり、この趣旨を満たすため、規則改正を行うものである。

具体的な規則の改正内容については、規則第9条の2の2において、「小学校及び中学校(教育委員会が指定する小学校及び中学校に限る。)に主幹教諭を置く」としていた規定を、「学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第9項及び第19項(これらの規定を同法第49条において準用する場合を含む。)に規定する職務を行わせるため、小学校及び中学校(教育委員会が指定する小学校及び中学校に限る。)に主幹教諭を置く」と改めるものである。

### 【質 疑】

○壽委員 主幹教諭は、どんな仕事をしているのか、小中学校で何名いるのか。また改正の背景にある、問題の所在と、この改正によりなぜ問題が解消されるのか説明願いたい。

○木澤教育監 主幹教諭の職務については、教頭の業務が非常に広く多岐に亘るので、その補佐を行う次代の管理職として、授業時間を抑えた上で、校務分掌を円滑に機能させる仕事を行う。教務主任を兼務していることが多い。教頭が1人配置の中・大規模校に配置されるケースが多いと思われる。

○青山教育総務課長補佐 文部科学省の通知において、市町村教育委員会の規則上に主幹教諭の職務を規定しないと、加配の対象にならないという記載があったもので、現在本市規則上にその規定がないことから、職務を明定することで通知の要件を満たすものである。

○西本教育総務課主事 おそらく、学校教育法の改正以前あるいは改正時に、法律に則らない主幹教諭という職を使っている学校が想定されたことから、法律上で定める主幹教諭かどうかを教育委員会規則において明示した上で、加配を受けるべきという通知を出したと考えられる。

○日渡委員 本市の規則においては、他の職については職務を規定しているか。

○西本教育総務課主事 主幹教諭のみである。学校教育法に規定がある職名の中で「置くことができる」と規定されている職のうち、大津市に配置しており、かつ、規則で規定する必要があると思われる職のみ規定しているという前提である。

○日渡委員 栄養教諭や指導教諭の規定はなぜ置かないのか。統一性がない。加配に影響するから、また指摘があったからという理由で主幹教諭の規定のみがあるのは違和感がある。きちんと整理しなければならない。規則や法のように一度規定してしまうと影響が大きいものを、不安定な形で制定するのはいかがなものかと思う。

### 【採 決】 採決は行わず、議案取り下げ

○議案第87号 大津市指定有形文化財の指定の解除の告示について

○議案第88号 平成16年教育委員会告示第1号(大津市指定有形文化財の指定について)の一部改正について

### 【説 明】

○山口文化財保護課長 大津市指定有形文化財であった大津百艘船関係資料が、平成30年10月31日付けで国の重要文化財に指定されたため、大津市文化財保護条例第6条第4項の規定により大津市指定有形文化財の指定を解除するものである。

**【質 疑】**

○日渡委員 条例の規定では、重要文化財に指定されたときは、「解除されたものとする」とあるが、今回議案として上程する必要性を改めて説明いただきたい。

○山口文化財保護課長 指摘の通り、解除は第3項により自動的に解除されるが、第4項において「教育委員会」が「告示」しなければならないという定めがあり、告示を行うための議案である。

○日渡委員 わかりにくいので、議案の修正を求める。

○西本教育総務課主事 指摘のとおり、「解除されたことについて告示を行うもの」と明示する。また、議案名も、第89号は「大津市指定有形文化財の指定の解除の告示について」と改めさせていただきたい。

**【採 決】** 修正の上、可決

閉会 教育長が12月定例会の閉会を宣言